

鹿嶋市水道事業水道普及促進支援事業

「水道利用加入金の減免制度」 をご活用ください

茨城県全体の水道加入率の向上を目的とした「茨城県水道普及促進支援事業」を活用し、今年度より新たに水道利用加入金の減免制度を実施します。令和7年度（令和8年3月31日）までの期間限定となりますので、水道へのご加入を検討されている方は、この機会にぜひ水道への加入をお願いいたします。

《減免を受けられる方》

令和3年4月1日以降、鹿嶋市内への居住を目的に、新たに上水道を引き込むため水道利用加入金を納めた方、またはこれから水道に加入する方（貸家の場合は、大家さんが対象となります）

《減免の額》

口 径	加入金	既減免額	新減免額	減免後の加入金額
13ミリメートル	55,000円	33,000円	22,000円	0円
20ミリメートル	88,000円	33,000円	30,000円	25,000円
25ミリメートル	132,000円	33,000円	30,000円	69,000円

※上記に記載のない口径についても「生活用」として利用する場合には、30,000円の減免となります。

《手続きについて》

- 令和3年4月1日から令和3年12月28日までに水道利用加入金を既に納めた方
 - 市水道課から「申請書兼請求書」を郵送いたしますので、令和4年2月28日までに市水道課までご提出下さい（郵送可、2月28日必着）。後日、減免額を還付いたします。
- 令和4年1月4日以降に水道加入する方
 - 上記「減免後の加入金額」を納めて下さい。

《該当しないケース》

水道の利用目的が「生活用」でない場合（事業所、店舗、アパートの供用水栓など）

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

鹿嶋市都市整備部水道課 82-2911 内線571～573